

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年3月6日（平成29年（行情）諮問第81号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（行情）答申第146号）

事件名：開示請求に係る処理が分かる文書（平成27年度特定課分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H27年度 開示請求に係る処理がわかる文書一式（面談を拒否して補正を求めた文書を含む 特定課分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月18日付け27受文科初第2888号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

（1）異議申立ての趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）異議申立ての理由

法5条1号及び6号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てに係る行政文書について

本件異議申立てに係る本件対象文書は、「H27年度 開示請求に係る処理がわかる文書一式（面談を拒否して補正を求めた文書を含む 特定課分）」である。

文部科学大臣は、本件対象文書につき、法5条1号及び6号の不開示情報に該当することから一部不開示としたところ、異議申立人から、原処分の取消しを求める旨の異議申立てがされたところである。

2 不開示情報該当性について

（1）法5条1号該当性

本件対象文書には、個人の氏名、所属等が記載されているものであり、これらは全体として個人を識別することができるものである。

したがって、本件対象文書に記録されている情報は、いずれも法5条1号本文所定の情報に該当するというべきである。

(2) 法5条6号該当性

本件対象文書には、行政機関の「内線番号」及び「FAX番号」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条6号本文に該当する。

すなわち、行政機関の内線番号及びFAX番号については、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている行政機関の「内線番号」及び「FAX番号」は、いずれも法5条6号本文所定の情報に該当するというべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年6月20日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、異議申立人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報妥当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、具体的には、平成27年度中の文部科学省特定課に対する開示請求に係る決定通知書、開示決定等の期限の延長通知及び開示請求書の補正依頼文書であり、不開示部分は、①開示請求者の氏名及び所属並びに②文部科学省情報公開窓口及び特定課の内線番号及びFAX番号であることが認められる。

(1) 上記①について

当該不開示部分は開示請求者の氏名及び所属であり、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分については、文部科学省においてこれを公にすることとはしておらず、他に公表慣行があると認めるべき事情も見当たらないことから、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、氏名及び所属はいずれも特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 上記②について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記②の不開示部分の公表の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 文部科学省情報公開窓口及び特定課の内線番号・FAX番号は、下記(イ)を除く部分について、公になっている情報ではなく、今後公表の予定もない。

(イ) 不開示部分には文部科学省情報公開窓口の内線番号が2種類記載されており、そのうち、別紙に掲げる部分は、文部科学省ホームページに情報公開窓口の内線番号として掲載している内線番号と同じである。

イ 上記諮問庁の説明によると、文部科学省情報公開窓口の内線番号のうち、別紙に掲げる部分については、既に明らかとなっていることから、これを公にしても、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するとは認められず、開示すべきである。

ウ その余の不開示部分については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分

は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条 1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（開示すべき部分）

番号	枚目	開示すべき部分
1	3	上から4行目の右側の内線番号
2	7	下から1行目の右側の内線番号
3	10	下から1行目の右側の内線番号
4	12	下から1行目の内線番号
5	15	下から1行目の右側の内線番号
6	19	下から1行目の右側の内線番号
7	22	下から1行目の右側の内線番号
8	25	下から1行目の右側の内線番号
9	28	下から1行目の右側の内線番号
10	37	下から1行目の右側の内線番号
11	40	下から1行目の右側の内線番号